

議案第三十六号

港区立公園条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年六月十九日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区立公園条例等の一部を改正する条例

（港区立公園条例の一部改正）

第一条 港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一芝公園の項の次に次のように加える。

江戸見坂公園

東京都港区虎ノ門二丁目十番二号

（港区立公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 港区立公園条例の一部を改正する条例（平成三十一年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

江戸見坂公園を設置するほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。